

## 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書

農業や農村は、農作物の生産だけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な機能を持っています。また、美しい農村の景観は、多くの人の心を和ませます。

南丹市に広がる農村の景観は、農家の努力と地域の共同活動によって今まで守り育まれてきたもので、誇れるまちの財産です。

しかし、近年、過疎化や高齢化が進むなど担い手不足により、農地や農業用施設の維持管理などが困難になりつつあり、農業の安定的な継続が危ぶまれています。

農業委員会においては、平成28年4月1日に、農業委員会法が改正され、「農地等の利用の最適化の推進」すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の最大の使命となりました。農業委員として地元農家の悩みに寄りそい、担い手の発掘や育成に取り組むなど、農地を地域で守る営農組織などと協議を重ね、地域の状況に応じた京力農場プランの策定などに積極的に関わり取り組んでいきたいと考えています。

南丹市においても農業に関わる様々なプランが生みだされ、やりがいと安定した所得につながる魅力溢れる地方創生のしくみづくりを強く期待するところです。

つきましては、南丹市農業委員会として、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等について農業委員会法第38条第1項の規定により意見を提出いたします。

平成28年11月21日

南丹市長 佐々木 稔納 様

南丹市農業委員会

会長 野中 一二三



## I. 安定した農業所得の確保に関する施策について

### (1) 米の直接支払交付金制度の恒久化や増額の要望について

南丹市の基幹産業は農業であり、その多くは水稻です。それらを営農する形態は、農業法人や集落営農組織、家族経営などとなっており、高齢化が進み担い手不足による農業離れが危惧されています。生産者米価は、消費量の減少にともない需要が落ち込み、平成26年産米については価格が急落しました。以降、徐々に上昇しているものの、水稻生産農家における安定的な所得を確保するまでには至っていない状況です。また、TPPの合意により安い外国産米が大量に輸入されることとなれば、水稻農家への影響は避けられないことが予想されます。さらに、米の直接支払交付金制度が平成29年産米をもって廃止されるとなると農家の存続は大変厳しいものとなります。水稻生産農家の安定的な所得確保は、農地利用の集積・集約化さらには新たな担い手の発掘など、南丹市の農地を守り、農業経営の維持に繋がります。

つきましては、水稻生産農家が希望をもって営農できるよう国と京都府に対し、米の直接支払交付金制度の恒久化や増額を要望いただきたい。また、米の直接支払交付金制度が平成29年産米をもって廃止されることを周知し、平成30年以降の農地・農家をどう守っていくのかを明確にするとともに、南丹市の独自施策を創設し具体的な対策に取り組んでいただきたい。

### (2) 南丹市のブランド產品と6次産業化の推進戦略について

「南丹市の農産物を買いたい。」と足を運んでいただく方が増えると、生産者の物を生み出す力は増し、地域は元気になります。また、農村の多面的機能と結び付けた新たなビジネスにつながる6次産業化は、生産者の意欲や雇用促進につながります。しかし、ブランド產品の開発や、6次産業化には、資金はもちろん多くの知恵とネットワークなどが必要となります。

つきましては、様々なネットワークと経験を活かし生産から販売までの仕組みづくりと特色ある農業施策の創設を図られたい。また、ブランド產品の開発と、地元で生産した食材を加工、販売する6次産業化についても一体的にとらえ南丹市独自

の積極的な施策を実行されるとともに、魅力ある生産戦略には様々な可能性を求めて人々が集まることから、農業生産に可能性を感じ移住したいと希望する方々が、住宅を確保し安心して住めるよう定住促進施策の充実を図られたい。

### (3) 様々な農産物が届けられる「ふるさと納税」の記念品について

自然豊かな南丹市で作る農産物や農産加工品は記念品として大変喜ばれます。これらの売り上げが上がれば生産者の活力ともなり街を活気づけます。また、市の歳入を増加させ、市のPRにつながる「ふるさと納税」において、記念品となる特産品の内容をお知らせすることは、南丹市を知るきっかけとなり、魅力をPRするだけでなく生産者などの意欲につながると考えます。

つきましては、「ふるさと納税」の記念品として、様々な農産物や農産加工品が届けられるよう内容の充実を図られるとともに、PRについても積極的に行っていただきたい。

## II. 人材育成について

### (1) 農業者への情報提供と研修の充実について

南丹市内の認定農業者・集落営農組織・農業生産法人・新規就農者など、担い手農業者が参画する組織に、京都府や市、JA、普及センターなどが積極的に関わりを持ち、意見交換や支援施策の周知をするなど研修機会の充実を図ることは、農業者への支援の可能性を広げ、農業経営の充実や、農地利用の集積・集約化につながります。

また、農業者が直面している課題に対してどの関係機関が実施する施策を利用できるかなどを検討する機会となることが期待できます。

つきましては、担い手農業者に対し施策に関する情報提供や研修会の充実を図られたい。

### (2) 人材育成に関わるフォローアップについて

実践農場など研修を経て青年就農給付金などを受けて就農している担い手において、リタイヤするケースが発生しています。行政が関わることで信頼して貸し出した農地が作付けされないまま放置される事例もあり、未然に防ぐためのフォローアップが必要だと考えます。

つきましては、そのような事態を未然に防ぐための支援体制の確立を図られたい。

### (3) 農業機械購入に対する補助について

農業機械のメンテナンスなど維持や買い替えには多額の費用がかかり、苦しい農業経営の中での農業機械の更新は大変困難です。

つきましては、農業機械の更新についての補助を国及び京都府に要望していくたゞくとともに、南丹市の独自施策としても補助についてご検討いただきたい。

### III. 耕作放棄地対策と野生鳥獣害対策について

#### (1) 農業体験を活用した耕作放棄地対策について

市内にある企業・団体、NPO法人や学校などと連携し、農業体験を実施することは、企業・団体、NPO法人などにとって社会貢献活動ということで組織のイメージアップに繋がり、学校としては、効果的な食育活動になるなどプラス効果に結びつきます。さらに遊休農地を活用することで荒廃農地対策としても有効であると考えます。また、生きる上で基本となる「食育」や、新鮮かつ安心・安全な食材を提供できる地産地消への推進にも繋がることからこれらの取り組みは、高齢農家や小規模農家の励みになることも期待できます。

つきましては、「京都モデルファーム運動」など耕作放棄地の対策に関する制度の周知や成功事例を積極的に紹介するとともに、マッチングに関する仕組みを充実させ、高齢農家や小規模農家が意欲を持って農業を継続できる支援につながるよう検討していただきたい。

#### (2) 有害鳥獣の捕獲について

京都府や猟友会と連携し、有害鳥獣捕獲に対策を講じていただいているものの、農作物への被害は拡大しており、人的な被害も懸念されています。隣接市町との境界付近での被害も甚大で、各農家は地域ぐるみで対策をするなどしているものの被害の減少にはいたっていない状況です。

つきましては、京都府や猟友会などと連携を更に強化し、有害鳥獣捕獲について効果的な対策を講じていただきたい。特に鹿については、年間を通じて更なる施策を講じ、捕獲できるよう体制整備を強化していただきたい。

#### (3) 捕獲・駆除した鳥獣の処理・加工施設の整備について

ジビエ料理の普及が注目され、外食産業として民間事業者での取り組みも始まっています。新たなビジネスにつながる可能性もあり、雇用促進や特産品、観光資源として地域の活性化に貢献できることが期待されるなか、捕獲後の運搬や不要となる部位の処理などの課題があります。

つきましては、中丹地域と同様に京都府が中心となって、処理・加工施設の整備が早急になされるよう要望されたい。